

電力広域的運営推進機関 2026年度予算

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2026事業年度収入支出予算は、別紙「2026年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2026事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に係る経費	8,000	2026年度 ～2029年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
保守管理運営業務等に係る経費	3,500	2026年度 ～2029年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

(経費名) 役職員給与、退職給付引当金繰入、交際費、電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

2 本機関は、非化石証書売却収入及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増額するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。

3 本機関は、消費税の申告により納付額が増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等取崩収入を増額するとともに、同額の租税公課予算を増額することができる。

4 本機関は、消費税の申告により還付を受け、収入金が予算額に比して増額するときは、その増加する金額を限度として、消費税等還付金収入を増額するとともに、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

2026年度 収入支出予算

別紙

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	3,507,481	12,977	141,001	51,910	29,112	34,022	3,238,459	会費収入	15,876,689	-	-	-	49,662	-	15,827,027
役職員給与	2,914,055	10,782	117,145	43,128	24,187	28,266	2,690,547	会費	21,500	-	-	-	68	-	21,432
退職給付引当金繰入	101,959	377	4,099	1,509	846	989	94,139	特別会費	15,855,189	-	-	-	49,594	-	15,805,595
その他人件費	491,467	1,818	19,757	7,273	4,079	4,767	453,773	預り納付金等取崩収入	10,061,651	52,773	9,304,030	-	-	-	704,848
租税公課	3,994,711	1,270	3,270,565	278	156	195	722,247	手数料収入	16,200	-	-	-	-	16,200	-
固定資産関係費	8,965,401	764	721,181	1,925	1,702	671	8,239,158	その他収入	61,931,883	1,876,403	52,861,596	176,400	-	44,590	6,972,894
有形固定資産取得費	3,667,604	457	2,728	710	1,021	465	3,662,223	非化石証書売却収入	44,119,379	-	44,119,379	-	-	-	-
有形固定資産除却費	2,600	-	-	-	-	-	2,600	政府補助金収入	8,000,000	-	7,955,410	-	-	44,590	-
無形固定資産取得費	5,294,910	307	718,453	1,215	681	206	4,574,048	受取利息	2,839,610	1,876,403	786,807	176,400	-	-	-
修繕費用	287	-	-	-	-	-	287	消費税等還付金収入	6,972,894	-	-	-	-	-	6,972,894
運営費	7,911,701	37,757	695,515	12,465	17,233	14,159	7,134,572	前年度よりの繰越金	3,419,471	-	-	-	-	4,471	3,415,000
支払利息	4,477,460	5	4,475,768	21	12	14	1,640								
預り納付金等繰入	61,710,893	1,876,403	52,861,596	-	-	-	6,972,894								
予備費	612,246	-	-	-	1,447	-	610,799								
合 計	91,179,893	1,929,176	62,165,626	66,599	49,662	49,061	26,919,769	合 計	91,305,894	1,929,176	62,165,626	176,400	49,662	65,261	26,919,769

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(注)計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(注)〈-〉の表記は該当数字なしを示している。